

# エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）について

エネルギー対策特別会計は、エネルギー対策を総合的に推進する観点から、平成19年に、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計と電源開発促進対策特別会計を統合して設置された特別会計であり、エネルギー需給勘定と電源開発促進勘定から構成される。

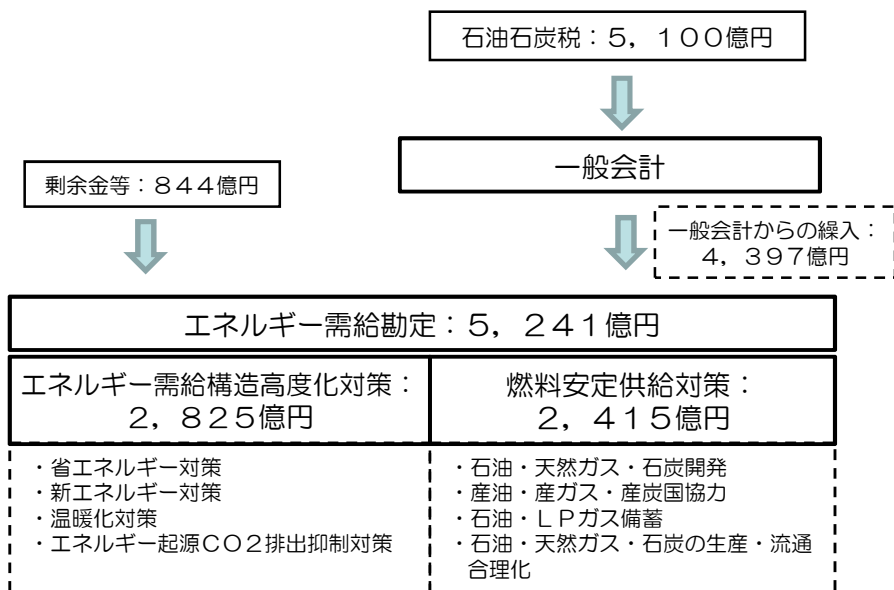
## エネルギー需給勘定(旧・石油特会)

■ **目的・概要** エネルギー需給勘定は、受益者負担の考え方に基づき行われる燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に関する政府の経理を明確にするために設置されている。

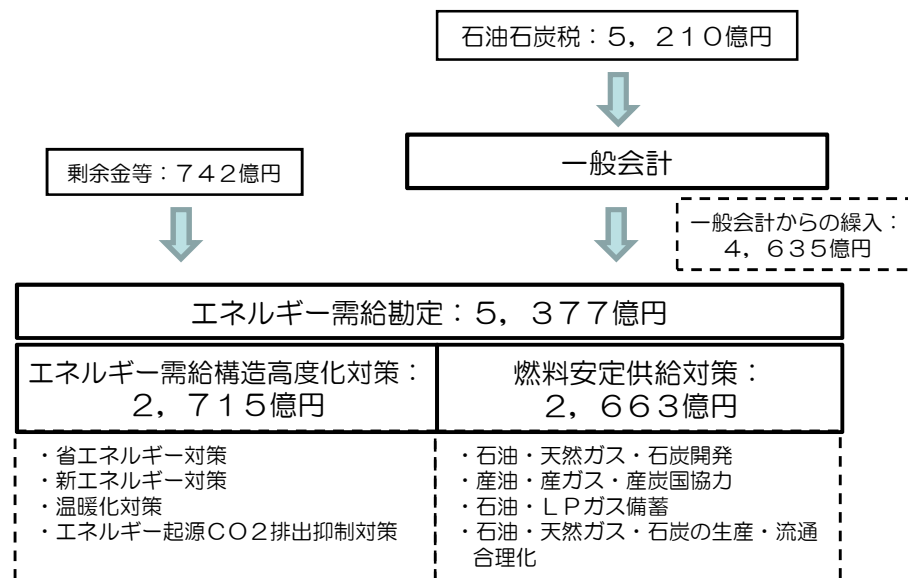
燃料安定供給対策・・・① 石油の備蓄の増強のための措置、② 石油、可燃性天然ガス及び石炭資源の開発の促進並びにこれらの生産及び流通の合理化のための施策 等  
エネルギー需給構造高度化対策・・・① 非化石エネルギーの開発・利用の促進並びにエネルギー利用の高度化の促進のためにとられる施策、  
② 内外におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のためにとられる施策 等

■ **沿革** 昭和42年に石炭鉱業の安定対策実施等のために設置される（当初は石炭対策特別会計）。昭和47年に石油の追加、昭和55年に石油代替エネルギー対策の追加、平成5年に代エネ対策に省エネ対策等を追加し、エネルギー需給高度化対策に改めた。さらに、平成15年には石油税の課税対象への石炭の追加し、用途のグリーン化を推進。平成19年にエネルギー対策特別会計の創設に伴い、エネルギー需給勘定として石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計で行われていた業務を継承し、現在に至る。

### 平成21年度予算の概要



### 平成20年度予算の概要



# エネルギー対策特別会計（電源開発促進勘定）について

## 電源開発促進勘定(旧・電源特会)

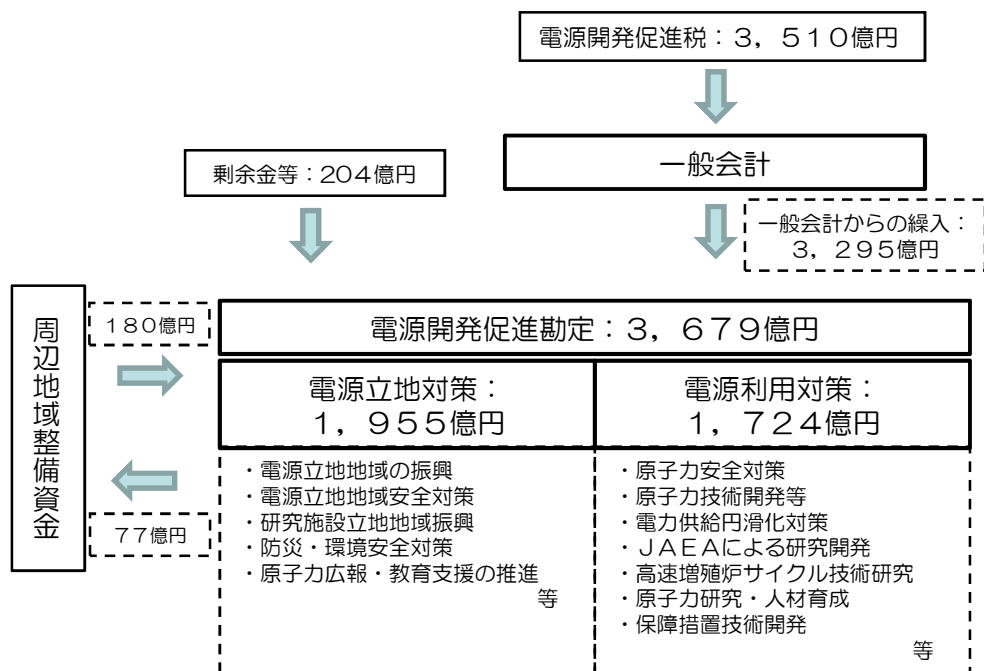
**■ 目的・概要** 電源開発促進勘定は、電力利用者の受益者負担の考え方に基づき行われる電源立地対策及び電源利用対策に関する政府の経理を明確にするために設置されている。

電源立地対策…① 周辺地域整備交付金の交付、② 発電用施設の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置 等

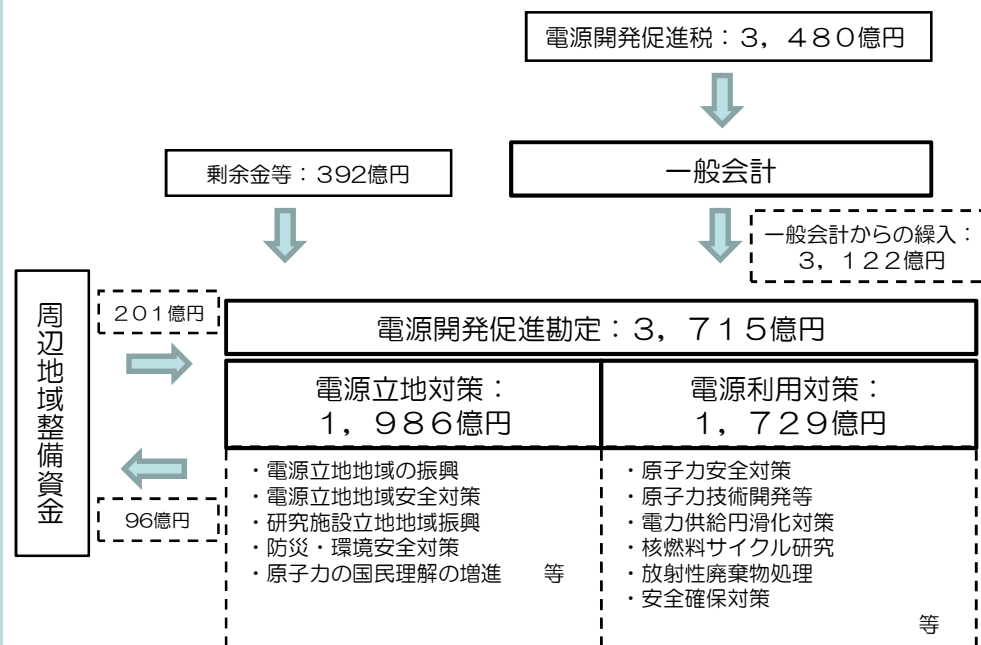
電源利用対策…① 発電用施設の利用の促進及び安全の確保を図るための措置、② 発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための措置 等

**■ 沿革** 昭和49年に電源立地を促進することを目的とし、電源開発促進税の創設と合わせて設置される（当初は電源開発促進対策特別会計）。昭和55年に石油代替エネルギーによる発電促進のための電源多様化対策を追加し、平成15年に新エネルギー事業の石油特会への一元化、「周辺地域整備資金」の設置等の制度改正を実施。平成19年にエネルギー対策特別会計の創設に伴い、電源開発促進勘定として電源開発特別会計で行われていた業務を継承、さらに、電源開発促進税について、これまでの直入構造を改め、必要額に限って一般会計から特会に繰入れる仕組みに変更し、現在に至る。

### 平成21年度予算の概要



### 平成20年度予算の概要



# エネルギー対策特別会計

## エネルギー需給勘定(旧・石油特会)

### 歳入額の推移

【単位：億円】

	平成17年度	平成18年度	平成19年度(見込み)
一般会計より繰入	3,943	3,765	4,538
剰余金受入	5,058	4,383	2,948
雑収入等	1,940	388	1,503
歳入合計	10,942	8,537	8,989

### 歳出額の推移

【単位：億円】

	平成17年度	平成18年度	平成19年度(見込み)
歳出合計	6,558	5,588	5,977

### 剰余金の推移

【単位：億円】

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度見込み
歳計剰余金 ①	4,383	2,948	3,011
繰越歳出予算財源 ②	1,103	1,168	520
翌年度への繰越	1,103	1,168	520
①-②	3,280	1,780	2,491
前年度発生分 (前年度の純剰余金)	1,073	681	637
当該年度発生分	2,207	1,099	1,853
歳入増分	1,434	496	1,147
歳出不用分	773	603	706

※ エネルギー需給勘定では、この他に借入れによって手当てされる石油・LPGガスの国家備蓄基地建設、備蓄原油・LPGガス購入等に係る借入金の元本償還等が歳入及び歳出に計上されている。

※ 単位未満は切り捨て。ただし、周辺地域整備資金は四捨五入。

### 19年度に剰余金が生じた場合の取り扱い

特別会計に関する法律第8条第1項に基づき、翌年度以降のエネルギー対策特別会計の財源として活用される。なお、その見合いの額については、歳入予算における一般会計からの繰入額が減少することとなり、一般会計の歳出圧縮に貢献することとなる。

## 電源開発促進勘定(旧・電源特会)

### 歳入額の推移

【単位：億円】

	平成17年度	平成18年度	平成19年度(見込み)
電源開発促進税収	3,592	3,629	-
一般会計より繰入	-	-	3,179
剰余金受入	2,164	1,831	983
雑収入	22	18	18
歳入合計	5,778	5,479	4,180

### 歳出額の推移

【単位：億円】

	平成17年度	平成18年度	平成19年度(見込み)
歳出合計	3,891	4,512	3,716

### 剰余金の推移

【単位：億円】

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度見込み
歳計剰余金 ①	1,886	1,016	606
繰越歳出予算財源 ②	499	234	20
翌年度への繰越	499	234	20
①-②	1,387	781	585
前年度発生分 (前年度の純剰余金)	875	331	362
当該年度発生分	512	449	223
歳入増分	56	68	-25
歳出不用分	455	381	248

### 周辺地域整備資金の推移

【単位：億円】

	平成17年度	平成18年度	平成19年度(見込み)
	1,125	1,244	1,260

# エネルギー対策特別会計

## ■資金・積立金（周辺地域整備資金）について

- 原子力発電所等の立地は、地域の状況等により、ある期間に集中して進展することがあるため、交付金の必要額が集中することがある。
- 他方、電源開発促進税収は、一定の水準で推移することが見込まれるため、将来必要となる額をあらかじめ確保することを目的に、平成15年度より「周辺地域整備資金」を特別会計に関する法律に基づき設置している。
- 電気事業法第29条に基づく「電力供給計画」上で計画中の今後運転が予定されている原子力発電所のうち、資金対象の12基の設置による財政需要予測は、約1,500億円と見込まれているところ。
- 将来の需要に備え、今後、積み立てよりも取り崩しが増えていくことが想定される中、負担を将来に先送りすることなく財政需要額まで着実に積み立てを行うことが必要。

### 【「周辺地域整備資金」残高】

平成18年度決算 1,244億円  
 平成19年度決算見込み 1,260億円

### 【積み立て実績・取り崩し実績】

	積み立て	取り崩し
平成18年度	169億円	50億円
平成19年度	145億円	128億円
平成20年度	96億円	201億円

### 資金対象の原子力発電所12基の今後の着工予定と財政需要

	着工 予定年	財政需要概算額 (億円)	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
島根3号	2005	6	[実線]										
大間	2008	71	[実線]										
東通1号(東京)	2009	131	[実線]										
福島第一7号	2010	152	[実線]										
福島第一8号	2010	40	[実線]										
上関1号	2010	223	[実線]										
敦賀3号	2010	235	[実線]										
敦賀4号	2010	57	[実線]										
東通2号(東京)	2012	115	[実線]										
上関2号	2013	121	[実線]										
東通2号(東北)	2014	99	[実線]										
浪江・小高	2014	300	[実線]										
合計		1,549	[実線]										

予算段階での繰入額と、決算段階での組入額を足し合わせた額。  
 平成20年度については、決算が確定していないため、予算繰入のみの値であり、取崩し額も予定額。

財政需要は、着工～運転開始等(実線部分)の期間における一時的に発生するもののみを算定。  
 『平成20年度電力供給計画の概要』より